

高知県森林計画関係付属資料取扱要領

平成 17 年 9 月 1 日付け	17 高森推第 325 号
森林局長通知	
一部改正	
[平成 18 年 1 月 18 日付け	17 高森推第 541 号]
[平成 19 年 9 月 25 日付け	19 高森推第 223 号]
[平成 23 年 3 月 11 日付け	22 高森推第 551 号]
[令和 元年 7 月 26 日付け	元高森推第 82 号]
[令和 4 年 2 月 4 日付け	3 高森推第 461 号]
[令和 5 年 3 月 30 日付け	4 高森推第 571 号]
[令和 6 年 3 月 29 日付け	5 高森推第 559 号]

(趣旨)

第 1 この要領は、地域森林計画の樹立・変更に伴い作成した森林簿、森林計画図、関係するその他の帳票、及びこれらの参考とした測量成果、その他作成・収集・取得した資料（以下「付属資料」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(関係法令等)

第 2 付属資料の取扱いについては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 154 号農林水産事務次官依命通知）、森林経営計画制度運営要領（平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林整計第 120 号林野庁長官通知）、森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 339 号林野庁長官通知）、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）、測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）、測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）、高知県情報公開条例（平成 2 年 3 月 26 日高知県条例第 1 号）、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、高知県個人情報保護に関する法律施行条例（高知県条例第 34 号）、高知県電子計算機運営規程（平成 6 年 4 月 22 日高知県訓令第 8 号）、高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程（平成 16 年 11 月 16 日高知県訓令第 18 号ほか共同発令）、高知県情報セキュリティ対策基準（平成 16 年 11 月 29 日付け 16 高情企第 387 号副知事通知）によるほか、この要領による。

(付属資料の種類・配備)

第 3 付属資料は、その種類毎に別表 1・2 のとおりとし、林業振興・環境部森づくり推進課、林業事務所(嶺北地域においては嶺北林業振興事務所。以下「林業事務所等」という。)及び森林技術センターに配備(以下「配備機関」という。)する。

(付属資料の利用範囲)

第 4 付属資料の利用できる範囲（以下「利用範囲」という。）は、別表 1 に示す交付によるほか、公開する付属資料の任意の利用によるものとする。

- 2 付属資料の交付は、その目的が、森林・林業行政の推進を図る場合、法令に定めのある場合、及び公益上の理由により必要が生じた場合にすることができるものとする。なお、それ以外の目的による場合は、公開する付属資料の利用、または高知県情報公開条例、個人情報保護に関する法律、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の手続きによることとする。
- 3 管理者は、次号以下の場合には、第1項に定める利用範囲に関わらず、付属資料の交付を認めることができる。

(1) 国、県、市町村のほか、公共的団体等が業務の遂行にあたって必要とするとき

(2) 森林・林業行政の推進を図る目的で、第7の2第3号に定める者が必要とするとき

ただし、付属資料のうち、森林所有者本人の特定が可能な情報、及び購入あるいは外部からの無償提供等により配備され、使用する者の範囲やその利用目的等に制限のあるものについては、その権利・制限を超えて利用することはできない。

(付属資料の目的・性格)

第5 付属資料は、主として地域森林計画の作成に必要な森林資源の基礎資料及び地域森林計画の実行上必要な森林施業の指針を得るために整備したものであり、森林計画制度の円滑な運用のため、森林法第10条の5第1項の規定に基づく市町村森林整備計画の樹立や森林法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画の作成等にも活用するものである。

なお、整備された付属資料は、森林計画関係以外にも、森林・林業行政を推進するために活用する。

- 2 森林計画図は原則として林況により分割したものであり、地番界を特定したものではない。
- 3 森林簿に記載している地番、森林所有者、面積、制限林の種類等は登記簿等と整合性を図っているものではない。また、材積及び面積は、実測したものではない。

(付属資料の管理)

第6 付属資料の管理責任者（以下「管理者」という。）は、配備機関の長とする。

- 2 管理者は、次項で定める管理担当者に付属資料を指定の場所に保管させ、き損または紛失しないよう管理させなければならない。
- 3 管理担当者は、林業振興・環境部森づくり推進課においては課長補佐兼チーフ（計画・森林経営管理推進担当）、林業事務所においては振興課長、嶺北林業振興事務所においては次長、森林技術センターにおいては森林経営課長とする。

(付属資料の交付)

第7 付属資料の交付は、森林計画関係付属資料交付申請書（第1号様式）を管理者に提出して行うことを基本とする。なお、第8の規定により公開されている資料については、公表資料の利用を提示するものとする。

- 2 付属資料のうち森林所有者本人の特定が可能な情報を含むものについては、森林所有者（住所、氏名、共有者数、所有形態）の項目を除いて交付するものとする。

ただし、申請者が次号以下の場合には、森林所有者本人の特定が可能な情報

を交付することができるものとする。

(1) 申請者が、本人又はその法定代理人若しくは、高知県情報公開条例第6条第1項に規定する死者に関する個人情報の開示請求をすることができる者（以下「本人等」という。）であるとき。

(2) 本人の委任があるとき。

その場合、申請者は、委任状（第2号様式）を提出するものとする。

(3) 森林所有者との受委託契約等に基づき一定期間にわたる施業の実施に係る権限を一括して取得した（あるいは取得しようとする）森林について、森林経営計画その他施業等の集約化を図る計画を作成しようとする者。

なお、上記の各号の場合、申請者は個人情報の管理に関する誓約書（第3号様式）を提出するものとし、管理者は、高知県個人情報保護事務取扱要綱に準じて申請者が本人等であること、上記（1）～（3）の各号の条件を充足することの確認を行うものとする。

3 管理者は、付属資料の交付を行うときは、申請の受理日翌日から起算して14日以内に資料を準備する事とし、これによらない場合は、申請者に提供可能となるまでの期間を通知した上で、その通知の期間内に資料を準備するものとする。

これによらない場合、申請者は、高知県情報公開条例の手続きにより開示の請求をし、交付に係る費用を負担するものとする。

4 交付する付属資料が電子データである場合は、その交付にあたって編集（圧縮加工を除く）は行わないものとし、管理者が保有するファイルまたはフォルダ単位で取扱う。

また、その受け渡しにあたっては、メール等の方法により付属資料を送付することを基本とするが、送料のほか電子データを記録する電子媒体（CD-ROM,DVD等）等が必要な場合は、申請者が準備し、その費用を負担するものとする。

5 管理者は、申請者が付属資料そのものをもっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足りる充分な理由がある場合においては、付属資料を交付してはならない。

（付属資料の公開）

第8 森づくり推進課及び国等の機関（以下「公開機関」という。）は、インターネット等を経由して付属資料の電子データを公開することができるものとする。

2 前項により公開された付属資料の取扱いは、この要領に代わり、公開機関が定めるものとし、公開された付属資料の利用にあたっては第7に定める管理者への申請を必要としないものとする。

ただし、第9及び第10の規定にかかる場合については、第9及び第10の手続きによる。

（測量成果の複製）

第9 付属資料のうち測量成果に該当するものの複製は、測量法第43条に基づき行うものとする。

なお、この場合の複製とは、付属資料の一部または全部を複製し、他の製品などに利用することをいう。

2 測量成果の複製をしようとする者は、測量法第43条の規定に基づき測量成果の複製承認申請書（第4号様式）を知事に提出し承認を得なければならない。

- 3 知事は、提出された測量成果の複製承認申請書を審査し、相当と認められたときは、承認番号、作成年月日、測量計画期間の明示等の条件を付して測量成果複製承認書（第5号様式）により承認するものとする。
- 4 知事は、複製しようとする者が測量成果を複製して、もっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足りる充分な理由がある場合においては、承認してはならない。

（測量成果の使用）

第10 付属資料のうち測量成果の使用は、測量法第44条に基づいて行うほか、個別に使用許諾等制限のあるものについては、これに留意して行う。

なお、この場合の使用とは、付属資料の内容の一部または全部を使用して調製し、他の製品などに利用することをいう。

- 2 測量成果の使用をしようとする者は、測量法第44条の規定に基づき測量成果の使用承認申請書（第6号様式）を知事に提出し承認を得なければならない。
- 3 知事は、提出された測量成果の使用承認申請書を審査し、相当と認められたときは、承認番号、作成年月日、測量計画期間の明示等の条件を付して測量成果使用承認書（第7号様式）により承認するものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年9月1日から施行する。

2 森林簿等管理要領（平成5年3月16日付け4林第703号）、空中写真測量成果等取扱要領（平成5年3月16日付け4林第703号）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。